

# 監査事務所等モニタリング基本方針

## — 監査品質の持続的な向上の促進 —

〔 公認会計士・監査審査会 〕  
令和 4 年 5 月 20 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来 6 期 18 年にわたり、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上に取り組んでいる。

審査会第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）においては、以下に示す公認会計士及び監査法人（以下「監査事務所」という。）をめぐる環境やモニタリングの目的及びその達成に向けた考え方を踏まえて監査事務所に対するモニタリング<sup>1</sup>を実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

### 【監査事務所をめぐる環境】

監査事務所をめぐる環境は、急速な変化をみせている。社会全体のデジタル化の進展に伴い、監査の品質の確保・向上や監査業務の効率化のため、大手監査法人<sup>2</sup>を中心に、監査業務のデジタル化が進められているとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、リモート環境下における監査が急速に進んでいる。さらに、ウクライナ情勢などの国際情勢の変化が、グローバルに事業展開する企業に対する監査にも影響を及ぼすことが確認されている。

また、監査の品質向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められてきており、監査報告書における「監査上の主要な検討事項（KAM）」や「その他

---

1 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

2 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の 3 つに分類している。

- ・大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本方針では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY 新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の 4 法人を指す。
- ・準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本方針では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の 5 法人を指す。
- ・中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

の記載内容」に関する監査基準等の改訂、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入等を内容とする「監査に関する品質管理基準」の改訂、報酬等に関する独立性の強化等を内容とする倫理規則の改正などが行われている。さらに、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心がますます高まっている。

このような状況の中、上場会社の監査においては、大手監査法人から準大手監査法人又は中小規模監査事務所への交代の動きが継続しており、上場会社監査の担い手として、より大きな役割を果たしつつある準大手監査法人及び中小規模監査事務所においては、監査品質の確保・向上が急務となっている。また、監査事務所では、社会からの監査品質に対する期待の高まりを踏まえ、会計不正検知のためのツールの開発・導入など会計不正に対応するための取組が進められている。

### 【モニタリングの目的及びその達成に向けた考え方】

審査会のモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して実施することにより、監査事務所自らによる監査の品質の確保・向上を継続的に促し、資本市場における監査の信頼性の確保を図ることを目的とする。

モニタリングの実施に当たっては、個別の監査意見の適否そのものを主眼とするのではなく、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による品質管理レビューの一層の実効性向上を促すとともに、監査事務所の規模、業務管理態勢及び被監査会社のリスクの程度を踏まえた効果的・効率的なモニタリングを通じて、監査事務所の監査の品質管理を含む業務の適正な運営の確保を図ることとする。

その際、監査事務所の実施する監査が、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を発揮しているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかを重視する。また、監査事務所の組織風土の形成に大きな影響を与えるトップの方針等、監査事務所のガバナンスが監査事務所の業務の適正な運営の確保に資するものとなっているかを重視する。さらに、協会による品質管理レビューや審査会によるモニタリングを通じて検出された問題点について、監査事務所が根本的な発生原因を究明し、適切な改善に取り組んでいるかを重視する。

審査会は、金融庁関係部局や協会、会計監査に関する業界団体等（以下「関係機関」という。）との意見交換や連携、監査事務所との対話、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）<sup>3</sup>や外国監査監督当局との連携により情報を収集するほ

---

3 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機

か、得られた情報をモニタリングに活用する。また、モニタリングにより把握した有益な情報については、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供する。さらに、モニタリングにおけるデジタル技術の積極的な活用に努める。

審査会は、上記を踏まえ、第7期における監査事務所等モニタリング基本方針を以下のとおり定める。また、本基本方針を踏まえ、事務年度（7月から翌年6月まで）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

なお、本基本方針の内容については、今後、関係法令等の見直しに合わせ、所要の改正を行う場合がある。

## 1. モニタリング基本方針（検査以外の基本方針）

審査会は、協会から品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関して報告徴収を行う。また、金融庁関係部局、協会、関係機関との意見交換や連携、監査事務所との対話を通じて情報を収集するとともに、課題や問題意識を共有する。

さらに、収集した情報の分析により、監査事務所の実態やリスクを的確に把握するとともに、より効果的かつ効率的な検査を実施する。

こうした取組を通じて、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

### （1）協会の品質管理レビューの検証等

審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促している。協会においては、審査会との意見交換等を通じて、通常レビューの実施頻度を短縮又は伸長するなど品質管理レビュー態勢の強化・改善に取り組んできている。

このような連携が、協会による品質管理レビューの指導・監督機能の更なる発揮に資するよう、審査会においては、品質管理レビューの実効性や品質管理レビューの結果に対する改善施策の効果を検証し、その検証結果等について引き続き意見交換等を行うこととする。

また、審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、上場会社監査事務所登録制度の運用を担う協会による品質管理レビューの在り方、両者の役割やそれを踏まえた深度ある連携

---

関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和4年4月末時点で、我が国を含む54か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

等に関しても、協会との議論を進めていくこととする。

## (2) 報告徴収

我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すためには、報告徴収を有効に活用して監査事務所の最新情報を収集し、監査事務所が直面している課題等を常に把握する必要がある。このような考え方や、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢（以下「業務管理態勢等」という。）の構築を促す観点から、監査事務所の規模や特性、審査会検査及び品質管理レビューの結果等を勘案し、監査事務所における業務管理態勢等の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について効果的な報告徴収を実施する。その際、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に係るヒアリングを併せて実施する。

ア 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率性に資するため、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を報告徴収により定期的に把握し分析する。特に、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下での業務管理態勢等の整備・運用状況（デジタル技術を活用した監査手法の開発などの業務の効率化に向けた取組、人材育成や人員確保に係る取組を含む。）について情報収集を行う。また、サイバーセキュリティ対策についても把握する。

イ 中小規模監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果等に基づき報告徴収を実施し、業務管理態勢等の状況について、監査事務所ごとの規模や特性を踏まえた情報を収集し分析を行う。特に、近年、上場会社監査を担う中小規模監査事務所が増加していることから、上場会社監査の担い手として適切な業務管理態勢等が構築されているかという観点から、監査契約の新規締結に係る方針、電子監査調書の導入等のデジタル化や監査資源の確保の状況などを把握する。また、中小規模監査事務所においてはトップの影響力が特に強いことから、監査の品質に対するトップの認識についても把握する。

ウ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知の一定期間後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。

エ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

### (3) 監査事務所との定期的な対話等

審査会は、大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との定期的な対話を通じて業務運営に係る情報収集を行うほか、監査をめぐる課題、問題意識の共有を図っているところである。経営層は、監査事務所の組織風土に大きな影響を与える存在であり、こうした経営層との継続的な対話は、監査事務所自らの監査の品質の確保・向上を促す観点から極めて重要であるため、今後も深度ある対話が行われるよう努める。

なお、監査事務所との対話の際には、市場関係者が有益な情報を得られるよう、監査事務所自らが開示する品質管理に係る情報の一層の充実や、積極的な情報発信を促すこととする。

また、このような監査事務所との定期的な対話だけでなく、関係機関との積極的な意見交換や連携にも努める。

## 2. 検査基本方針

審査会は、監査事務所の態様や被監査会社のリスクの程度等に応じた検査を実施するとともに、デジタル技術を活用するなど、効果的・効率的な検査の実施に努める。また、検査以外のモニタリングと一体的に運用することにより、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を図る。

検査の実施に当たっては、以下の事項を踏まえ、「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により検査を実施することとする。また、検査先である監査事務所から意見を聴取する検査モニター<sup>4</sup>を実施し、検査の適切性を確保するとともに、効率性の高い検査のための参考とする。

### (1) 検査の実施

ア 大手監査法人については、大規模な上場会社の監査を多く行うなど資本市場において重要な役割を担っていることに鑑み、原則として毎年検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。

フォローアップ検査については、原則として、通常検査における指摘事項に対する改善施策の検証を中心に実施することとする。また、直前の通常検査の結果等を勘案の上、検査の実施の必要性が低いと判断した場合には、検査に代えて報告徴収により改善に向けた取組を確認することとする。

---

4 検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、適切な検査の実施を確保するとともに、効率的な検査の実施に資することを目的として、立入検査着手日以降、検査結果を通知するまでの期間に検査対象先を訪問するなど、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。

イ 準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っていることに鑑み、定期的に（原則として3年に一度）検査を実施する。

ウ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢等や上場被監査会社のリスクの程度等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。なお、上場会社監査の担い手としての役割が増大していることから、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用に努める。

エ 上記のほか、監査事務所の業務管理態勢や品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

## （2）検査の着眼及び留意点

ア 品質管理基準の改訂等により求められる「品質マネジメントシステム」<sup>5</sup>に関し、導入に向けた監査事務所における準備・対応状況を把握するとともに、導入後における整備・運用状況を検証する。

上記のほか、監査の基準の改訂等に伴い必要となる手続等について、監査事務所が適切に対応しているかを検証する。

イ 大手監査法人及び準大手監査法人においては、監査現場まで本部の施策を浸透させることなどに課題がみられる。また、中小規模監査事務所においては、被監査会社のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源などに課題がみられる。このため、監査事務所における品質管理のための措置が、当該監査事務所の規模や特性に応じ適切なものとなっているか検証する。

ウ 監査事務所のトップを含む経営層の方針や品質管理に係る認識は、監査事務所の組織風土の形成や業務管理態勢等の整備・運用状況に大きな影響を与えており、監査の品質を重視する意識が十分でない等の場合には、監査事務所の業容の拡大に業務管理態勢等の構築が追い付いていないなどの問題がみられる。このため、監査事務所のトップを含む経営層の方針や品質管理に係る認識・対応を把握するとともに、監査事務所の業務管理態勢等に与えている影響等を検証する。

---

5 「品質マネジメントシステム」とは、監査事務所において、①品質目標を設定し、②品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別して評価し、③評価した品質リスクに対処するための方針又は手続を定めて運用し、④不備があれば根本原因分析に基づき改善するとの管理手法をいう。

エ 監査事務所が実施した監査手続については、監査実施者が、監査の基準や監査の基準が求める水準を十分に理解した上で監査手続を実施しているかを検証する。特に、監査の基準に形式的に準拠しているかにとどまらず、被監査会社の事業上のリスクを常に注視して監査上のリスクを評価しているか（リモート環境下における監査業務への影響に係る評価及び対応を含む。）など、職業的懐疑心を発揮しているかを検証する。

オ 監査事務所自らが有効な品質管理の改善を継続していくためには、問題点の対症療法的な改善に終始するのではなく、監査事務所の業務管理能力等の実態を踏まえた根本原因の究明が重要である。そのため、監査事務所に対し不備事項を指摘する際にはその内容を的確に伝達し、当該監査事務所における根本原因分析に資するように留意する。

### 3. 外国監査法人等に対するモニタリング基本方針

#### (1) 外国監査監督当局等との連携

外国監査法人等<sup>6</sup>に対するモニタリングにおいては、監査監督上の多国間情報交換枠組み（MMOU）<sup>7</sup>や二国間の情報交換の枠組み（EoL）<sup>8</sup>の活用により積極的に情報共有を行うとともに、外国監査監督当局や国際機関等と密接に連携しながら、円滑かつ効果的な実施に努める。

また、IFIAR における議論への積極的な参加や外国監査監督当局との連携を通じて、グローバルネットワーク等の動向についての情報を収集するとともに、外国監査監督当局による監査監督手法等を把握し、審査会によるモニタリングに活用する。

#### (2) 報告徴収及び検査

審査会は、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により必要な情報が得られ、相互主義が担保される場合には、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとするが、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、外国監査法人等に対する報告徴収及

---

6 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

7 令和4年4月末時点で、22か国・地域の監査監督当局が多国間情報交換枠組みに関する覚書に署名している。

8 令和4年4月末時点で、9か国の監査監督当局との間で書簡交換を実施している。

び検査を実施する。

なお、報告徴収及び検査の実施に当たっては、「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」等に従い、適切な手続により実施することとする。

#### 4. モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上を促すためには、検査結果を監査事務所に的確に示すことに加え、モニタリングの成果を金融庁関係部局、協会、関係機関と共有するほか、広く一般に向けても積極的に提供し、会計監査への関心や理解を深めていくことも重要である。審査会は、このような観点から、モニタリング情報の発信やその充実に努めることとする。

ア 監査事務所に通知する検査結果については、監査事務所が指摘内容等を的確に理解し、被監査会社の監査役等への伝達を適切に行えるよう<sup>9</sup>、また、被監査会社の監査役等が当該監査事務所の品質管理の状況や指摘内容等を的確に把握できるよう、検査結果の記載内容の充実に努める。

イ 審査会は、市場関係者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果等を「モニタリングレポート」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、広く一般に理解されるよう利用者のニーズも踏まえながら、情報の充実や発信に努める。

ウ 審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組に資するよう、検査における指摘事例等を「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、毎年公表している。今後も、最新の指摘事例を追加するなど、監査事務所の改善取組の参考となるよう内容の充実に努める。また、全国の協会地域会等での講演等を引き続き実施するほか、市場関係者等に対する発信にも努める。

以上

---

9 監査事務所が検査結果等を第三者へ開示する場合は、審査会の事前承諾が必要である。ただし、被監査会社の監査役等に対して、審査会検査における指摘の有無及び検査結果通知書の「特に留意すべき事項」の内容をそのまま伝達する場合などは、審査会の事前承諾を不要としている。